



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 大伸化学株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉浦 久毅
 (JASDAQ・コード 4629)
 問合せ先 経営企画室長 山口 利美
 電 話 03-3432-5872

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第66期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）第1項につきまして取締役の任期を2年から1年に短縮し、これに伴い任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）及び第37条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第37条（剰余金の配当）を削除するとともに、現行定款第38条（配当金等の除斥期間）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第22条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条～第19条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第21条～第35条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u> 第37条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項のほか、取締役会の決議により毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u> 第38条 <u>期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</u> (新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第38条 <u>配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成30年6月28日 (木)
平成30年6月28日 (木)

以 上